

2020年4月8日

お客さま各位

株式会社 埼玉教弘
損害保険課

緊急事態宣言発令による当社業務運営について

平素より、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、昨日政府より埼玉県を含む7都府県を対象に「緊急事態宣言」が発令されました。
これを受け、当社の業務運営について以下の通りご案内いたします。

- ・原則お客さまへの訪問を控えるとともに、事務所での面談を取りやめ、電話・郵送・eメール等で対応させていただきます。
- ・お問い合わせの際は、下記にご連絡をお願いいたします。

【当社へのお問い合わせ】

埼玉教弘 住所：さいたま市浦和区高砂3-12-24 埼玉教育会館7階
TEL：048-822-7553
eメール：kyok_01@kyoko.co.jp

【保険会社へのお問い合わせ】

当社への連絡が取れず、かつ緊急を要するお問い合わせの際は各保険会社のホームページ、または下記にご連絡ください。

東京海上日動火災保険（株）

- 事故・故障のご連絡・ご相談は 0120-119-110
- 保険に関するお問い合わせは 0120-691-300

あいおいニッセイ同和損害保険（株）

- 事故・故障時のご連絡窓口 0120-024-024
- 保険に関するお問合せ 0120-101-101

今後も、お客さまへの感染予防の配慮を最優先に対応してまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。